

地域高規格道路中九州横断道路（熊本市～大津町）に係る 計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

地域高規格道路中九州横断道路（熊本市～大津町）は、熊本県熊本市と大分県大分市を結ぶ中九州横断道路の一部区間を整備する事業である。本路線は、国道 57 号等の渋滞緩和による生活環境の改善等を目的に計画されており、今後、適切な将来交通量や社会状況等を踏まえ、本目的に即した詳細な検討を行う必要があると考えられる。

本ルート帯及びその周辺の地域は、白川水系を有する熊本平野及び周辺台地部に位置する。主に、市街地や農用地として利用されており、自動車交通騒音が環境基準を超過し、近年、浮遊粒子状物質（SPM）が環境基準を達成しない状況が確認されているほか、重要な動植物の生息及び生育地等が確認されている。

本事業は、このような地域において、延長約 15～20km の道路を整備するものであり、主に、騒音及び大気汚染物質による生活環境への影響並びに重要な動植物の生息及び生育地等への影響が想定される。

本配慮書では、別線整備案北ルート（以下「北ルート」という。）別線整備案南ルート（以下「南ルート」という。）及び現道改良案の 3 つの複数案を設定しており、本事業の更なる検討にあたっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それら措置の内容について方法書以降の図書に記載すること。

1．対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の ～ の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。

市街地、集落

学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、住居

主要な河川、湧水地

鳥獣保護区、白川河畔林

重要な植物の生育地（天然記念物、巨樹・巨木林）重要な動物の生息地

景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場、熊本県景観計画「熊本空港周辺景観形成地域」

2．環境影響評価の項目の選定

設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の 1． ～ の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

3．各論

（1）騒音及び大気質

本ルート帯及びその周辺の地域は、市街地及び集落が存在し、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等保全対象」という。）

が立地するほか、市街地及びその周辺は自動車交通騒音が環境基準を超過し、近年、浮遊粒子状物質(SPM)が環境基準を達成しない状況が確認されている。特に、国道57号周辺の地域は、都市計画で住居系利用地域に指定され、住居等保全対象が集中して立地しており、複数の地点で、自動車交通騒音が環境基準を超過し、近年、浮遊粒子状物質(SPM)が環境基準を達成しない状況が確認されている。このようなことから、本事業の実施に伴う住居等保全対象への自動車交通騒音及び排気ガスの影響を回避又は低減するため、現道改良案は、北ルート及び南ルートと比較して、現道拡幅に伴う自動車交通騒音及び排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、現道改良案の採用可否の判断に当たり、住居等保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、北ルート又は南ルートを採用する場合においても、道路設置に伴う住居等保全対象への影響を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の手続きにおいては、住居等保全対象の立地状況等を踏まえ、影響を受けるおそれのある住居等保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、当該ルート帯及びその周辺の地域への影響を効果的に回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 水環境

本ルート帯周辺の地域は、湧水地が多数存在するほか、北ルート及び南ルートは、白川等主要な河川を通過する計画であることから、本事業の実施に伴う水環境への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、これらの改変を回避又は極力低減するとともに、方法書以降の手続きにおいては、水環境への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 動植物及び生態系

本ルート帯及びその周辺の地域には、重要な動植物の生息及び生育地並びに重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、南ルートには、ハヤブサ等希少な動植物の生息及び生育地である白川河畔林並びに鳥獣保護区が存在することから、本事業の実施に伴う重要な動植物の生息及び生育地等への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、これらの分断及び改変を回避又は極力低減するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

本ルート帯及びその周辺地域は、重要な眺望景観を有し、人と自然との触れ合いの活動の場が存在するほか、南ルートには、熊本県景観計画における「熊本空港周辺景観形成地域」が一部存在することから、本事業の実施に伴う景観及び人と自然との触れ合い活動の場への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合い活動の場の改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。また、方法書以降の手続きにおいては、景観及び人と自然と

の触れ合い活動の場への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。